



目 次

訓 令	ページ
◎高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○保安林の指定予定の通知（3件）（治山林道課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（5件）（ " ）	1
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	3
○道路の供用開始（ " ）	3
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出（会計管理課）	4
公 告	
○平成27年度登録販売者試験の実施（医事業務課）	4
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	4
○土地改良区の定款変更の認可（ " ）	4
○都市計画の変更の案の縦覧（都市計画課）	4
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	5
正 誤	
○正誤（平27・4・17付け 告示）	6

訓 令

高知県訓令第4号

本 庁
労働委員会事務局
収用委員会事務局
各 出 先 機 関

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「農業振興部」を「農業振興部（協同組合指導課を除く。以下この条において同じ。）」に改める。

第21条第2項中「出席委員」を「出席した委員」に改める。

第26条中「受診できるよう」を「受診することができるよう」に改める。

別表第4中
「中央東福祉保健所」
を
「安芸福祉保健所
中央東福祉保健所」
に改める。

附 則

この訓令は、平成27年6月12日から施行し、改正後の高知県職員安全衛生管理規程の規定は、同年4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第345号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大道字カトロタニ1130の7、1386の11
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第346号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町立川下名字ゴヲガキカケ672の1、1864の2

- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第347号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐中半字猴峠635の18、635の19、635の47、字クク付636の16
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第348号

平成27年3月高知県告示第102号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

<p>平成27年6月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡四万十町口神ノ川608番地7 イ 氏名 田村 隆子 (2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十川村大野619番地 イ 氏名 芝 正治</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成8年10月農林水産省告示第1689号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第349号 平成27年3月高知県告示第104号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町の役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成27年6月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高知市城山町236番地 イ 氏名 森 修造 (2)ア 登記簿記載の住所 高知市福井町1038番地8 イ 氏名 樋口 佳延 (3)ア 登記簿記載の住所 安芸市土居1274番地イ イ 氏名 小原 郷己</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成8年10月農林水産省告示第1690号</p>	<p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第350号 平成27年3月高知県告示第105号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成27年6月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 安芸市島91番地 イ 氏名 井上 静子 (2)ア 登記簿記載の住所 安芸市島91番地 イ 氏名 井上 絹子 (3)ア 登記簿記載の住所 安芸市島91番地 イ 氏名 井上 真一</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成8年11月農林水産省告示第1750号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第351号 平成27年3月高知県告示第106号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成27年6月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 横浜市金沢区六浦町1397番地6 浦台団地 イ 氏名 山崎 泰男</p>	<p>(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町366番地24 イ 氏名 坂本 美枝 (3)ア 登記簿記載の住所 香美郡横山村押谷536番地 イ 氏名 山中 富之助 (4)ア 登記簿記載の住所 高知市上町一丁目11番39号 イ 氏名 公文 博忠 (5)ア 登記簿記載の住所 埼玉県所沢市緑町四丁目24番233-3号 イ 氏名 毛利 幸一</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成8年11月農林水産省告示第1731号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第352号 平成27年3月高知県告示第108号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成27年6月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙521番地 イ 氏名 岡村 豊治 (2)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙523番地1 イ 氏名 岡村 伊世男 (3)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙542番地 イ 氏名 長田 正明</p>
---	--	--

- (4)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町乙555番地
イ 氏名
松本 幸一郎
- (5)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町甲2811番地33
イ 氏名
仙頭 豊美
- (6)ア 登記簿記載の住所
高知市鴨部三丁目8番26-5号
イ 氏名
仙頭 賢二
- (7)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町乙749番地2
イ 氏名
仙頭 長年
- (8)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町乙736番地
イ 氏名
長田 秋美
- (9)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町乙731番地
イ 氏名
長田 寿恵喜智
- (10)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町乙728番地
イ 氏名
栗林 実
- (11)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町乙784番地
イ 氏名
仙頭 進冉
- (12)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町乙786番地
イ 氏名
仙頭 末雄
- (13)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町乙790番地1
イ 氏名
仙頭 信子
- (14)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町乙2016番地
イ 氏名
川越 喜代
- (15)ア 登記簿記載の住所

- 室戸市吉良川町乙2007番地7
イ 氏名
栗林 幸
 - (16)ア 登記簿記載の住所
高知市神田44番地5 ビーンズフラット201
イ 氏名
栗林 豊
 - (17)ア 登記簿記載の住所
安芸市尾川乙338番地
イ 氏名
安芸 進明
 - (18)ア 登記簿記載の住所
安芸市尾川乙334番地
イ 氏名
小松 正恵
 - (19)ア 登記簿記載の住所
安芸市尾川乙338番地
イ 氏名
安芸 徳重
 - (20)ア 登記簿記載の住所
大阪府茨木市東奈良一丁目14番17号
イ 氏名
安岡 常子
 - (21)ア 登記簿記載の住所
安芸郡東洋町野根乙1605番地
イ 氏名
川島 茂
 - (22)ア 登記簿記載の住所
高知市北本町三丁目4番33号
イ 氏名
土佐木材株式会社
 - (23)ア 登記簿記載の住所
大阪府摂津市大字鳥飼上526番地の1
イ 氏名
大阪銘木協同組合
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成9年11月農林水産省告示第1659号
 (2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第353号**
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年6月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年6月12日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野 字ケヤコサコ丙985 番2から 高岡郡津野町芳生野 字ケヤコサコ丙930 番まで	前	20.0 } 65.0	340
	後	20.0 } 65.0	

高知県告示第354号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年6月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年6月12日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市川北字井神甲 5858番1から 安芸市川北字井口甲 67番まで	前	5.8 } 12.5	43
	後	10.9 } 25.8	

高知県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年6月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町芳生野字ケヤコサコ丙985番2から 高岡郡津野町芳生野字ケヤコサコ丙930番まで	340	平成27年6月14日
高岡郡津野町芳生野字東屋式丙907番から 高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ久保647番1まで	260	平成27年6月14日

高知県告示第356号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
 - (変更前) 高知市丸ノ内一丁目7-45 総合あんしんセンター1階
高知市食品衛生協会
会長 野村 純司
 - (変更後) 高知市丸ノ内一丁目7-45 総合あんしんセンター1階
高知市食品衛生協会
会長 古谷 博

- 2 変更年月日
平成27年5月19日

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成27年度登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり行う。

平成27年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時
平成27年10月28日（水）午前10時30分から午後3時40分まで
- 2 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目1-10 高知県教育会館高知城ホール（受験者が多数の場合は、試験の場所を変更し、又は追加することがある。）
- 3 試験手数料
15,000円（高知県収入証紙を受験申請書に貼り付けること。）
- 4 受験申請書の提出期間
平成27年7月21日（火）から同月31日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成27年7月31日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験申請書の提出先
 - (1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知県健康政策部医事業務課
 - (2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部医事業務課
- 6 合格者の発表
平成27年12月4日（金）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部医事業務課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- 7 その他
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部医事業務課（電話番号088-823-9682）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今成土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所

(退任)

- 理事 箭野 武夫 高岡郡越知町今成1797
- ” 箭野東志彦 ” ” ” 1695
- ” 箭野 順一 ” ” ” 53
- ” 橋詰 眞二 ” ” ” 28-2
- ” 藤原 清治 ” ” ” 1806
- ” 三宅 秀幸 ” ” ” 26
- 監事 箭野 宏明 ” ” ” 1793
- ” 三宅 篤 ” ” ” 1785

(就任)

- 理事 橋詰 謙二 高岡郡越知町今成 55-1
- ” 箭野 公二 ” ” ” 1774
- ” 橋詰 宝明 ” ” ” 1776
- ” 藤原 三夫 ” ” ” 7
- ” 箭野 一夫 ” ” ” 1683-1
- ” 箭野 正昭 ” ” ” 1796
- 監事 箭野 武夫 ” ” ” 1797
- ” 箭野東志彦 ” ” ” 1695

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知県十市土地改良区の定款の変更を平成27年5月29日に認可した。

平成27年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成27年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路（3・4・10号高知空港線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
南国市物部字高川原、字カヂキ、字南岡西、字東天満、字正月朔日神田及び字新開の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所
- 4 縦覧期間

平成27年6月12日から同月26日まで

監 査 公 表

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年6月12日

高知県監査委員
27高行管第42号
平成27年4月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成27年2月13日付け26高監報第13号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 総括において措置を求められたもの

1 財務会計事務

(1) 指摘事項

近年減少傾向にあった指摘事項等の件数が増加したことに留意し、職員の財務会計に関する事務処理能力の向上に一層取り組みとともに、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の強化を図り、適正な執行に努められたい。

(2) 措置状況

財務会計事務について、契約事務等で誤りが多く、近年減少傾向にあった指摘事項等の件数が増加しているとの指摘がありました。

これらは、基本的な知識不足に加えて、職員間でのチェックが不十分であることなどに原因があると考えており、改善に向けて、会計検査や会計専門員による巡回指導を通じて職員の知識の向上やチェック機能の強化を図ります。また、会計事務基礎研修などについては、総務担当職員のみならず、委託事務や補助金事務等、実際の実務に携わる職員にも対象を広げます。

あわせて、契約事務の指摘事項等も多いことから、新たに「契約事務のチェックシート」を作成し各所属に配布するとともに、管理職員等の研修をはじめ各種研修で活用することなどにより職員の事務処理能力の向上、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の強化を図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

第2 指摘とされた機関

1 中央東土木事務所

(1) 指摘事項

平成26年度の港湾施設占用料（継続分）574,616円について、年度初めに収入調定すべきところ平成26年8月1日に収入調定を行っていた。

(2) 原因又は理由

人事異動に伴い、初めて港湾管理業務に従事することになった職員が、収入調定を行う際に、当該事務の引き継ぎは受けていたものの、占用台帳データの中で、年度当初に継続許可をしたうえで調定すべき案件に集中し、継続許可済みで、調定のみで足りる案件を失念しておりました。

年度替わりの引き継ぎにおいて、事務所内でも実施すべき業務のリストを作成し、複数の職員で抜かりがないかチェックする体制を整えるべきところ、その認識が不十分であったことから、結果として、事務所の執行管理ができていなかったことが原因です。

(3) 措置状況

港湾施設占用料については、担当職員が必要な事務内容を正確に把握することに努めるとともに、当該職員の直近の上司が主となり、年度当初に当該職員に調定すべき案件を確認することとします。また、新たに事務所としてチェック用の占用台帳を作成して調定状況を把握し、抜かりのないように執行状況を管理します。

2 大阪事務所

(1) 指摘事項

平成25年度に購入した物品の支払を平成26年度予算で支出していた。

(2) 原因又は理由

支出書類作成の際に会計年度を誤って入力し、支出書類に新年度と旧年度をわかりやすく表示せずに、新年度と旧年度の支出書類が混在した状態で決裁に回していたこと、また、出納員と経理員がともに4月に交代したばかりでチェックが不十分であったことから、誤りに気付かず支払を行ってしまったものです。

(3) 措置状況

公金の適正な支払事務を執行するため、複数の職員によるチェックを徹底するとともに、特に出納整理期間中の支出書類については、新年度と旧年度をわかりやすく表示したうえで、会計年度ごとに分けて決裁を行います。

今後は、このようなことがないように、職員全員が公金を取り扱う職務の重要性について改めて認識し、公金の支払事務を厳正に行うよう徹底します。

会計発第83号
平成27年4月8日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

平成26年度定期監査結果に対する措置について（通知）

平成27年2月13日付け26高監報第13号で報告のありました定期監査の結果につきましては、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

平成26年度定期監査結果（出先後期）に対する措置について

中村警察署（支出事務）

1 指摘事項

平成26年4月に検認した手数料の支払を平成25年度予算で支出していた。

2 不適正な事務処理の要因等

平成26年3月上旬に経費支出伺いを作成したものの履行確認が、平成26年度に入り行われたものであるが、担当者の経験不足等から、地方自治法等で定められた支出の原則についての認識が不十分であったことにより、平成26年度で支出すべきものであったことに気付かず、誤って平成25年度で支出処理を行ったものです。

3 措置状況

会計職員全体の事務処理能力の向上を図るため、各地区に配置されている会計管理課会計専門員による個別研修を依頼し、今後、随時実施していく予定としています。

また、担当者のみならず、全会計職員が地方自治法や高知県会計規則等の関係法規の再確認を行うほか、特に会計年度切り替わり時における検認作業においては、複数の職員による年度区分の確認を徹底するとともに、会計書類全般についても複数の職員によるチェック機能の強化を徹底していきます。

更に、今後における適正な会計業務の推進のため、各署への巡回指導時においては、きめ細かな業務支援を実施し、経験の浅い出納員や若手職員に対する「手引き」、「マニュアル」等を活用した計画的かつ継続的な指導教養の実施による能力の高い会計職員の早期育成を図るとともに、会計庶務課長等会議などの各種会議や研修会については年度の早い時期に開催し、各所属における監査結果等の情報共有を図るなど、不適正な会計処理の再発防止に努めることとしています。

なお、幹部職員（所属長、次長等）に対しては、会計書類の具体的なチェックポイントを示し、チェック機能が十分発揮できるよう継続指導を行うなど、適正な事務処理に努めていきます。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平27・4・17	9729	○告示	1	中 (20)	ウ <u>間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</u>	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。